

第 13 次鳥獣保護管理事業計画等の概要について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「第 13 次鳥獣保護管理事業計画」等の計画期間が今年度末で終了することから、見直しを行い次期計画を策定する。

○ 第 13 次鳥獣保護管理事業計画

- ・計画期間 令和 4 年度～令和 8 年度
- ・鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
 - ア 鳥獣保護区（鳥獣の保護・増殖を図るため、狩猟を禁止している区域）の指定
65 箇所 面積 26,559ha（対現計画 △49ha）
 - イ 特別保護地区（特に鳥獣の生息環境を保全するため森林伐採等に許可を要する区域）の指定
11 箇所 面積 1,224ha
 - ウ 休猟区の指定：なし
- ・第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 - ア 第一種特定鳥獣保護計画：なし
 - イ 第二種特定鳥獣管理計画：ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル

○第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣名		ツキノワグマ (第 6 期)	イノシシ (第 6 期)	ニホンジカ (第 6 期)	ニホンザル (第 2 期)
期間		令和 4 (2022) 年 4 月 1 日～ 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日			
区域		岡山県全域			
管理目標		・県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し、併せてツキノワグマの地域個体群の維持を図る	・農林業被害の軽減 ・数値目標の設定（令和 5 (2023) 年度までに、平成 23 (2011) 年度時点の生息数を半減） ・生息密度の低減 ・生息分布域の縮減	・農林業被害及び生態系被害の軽減 ・数値目標の設定（令和 5 (2023) 年度までに、平成 23 (2011) 年度時点の生息数を半減） ・生息密度の低減 ・生息分布域の縮減	・農林業被害の軽減 ・加害性の高い群れの無害化 ・生息密度の低減
計画内容	個体群管理の方法	・ゾーニング管理（人の生活圏、緩衝地帯、クマの生息地） ・捕獲数の管理（東中国地域個体群の生息数に応じて捕獲数の上限を設定） ・人の生活圏に繰り返し出没した場合等は有害鳥獣許可捕獲により原則殺処分 ・狩猟による捕獲の一部解禁（狩猟期間：11 月 15 日～12 月 14 日） ・他県との広域連携	・狩猟期間の延長（11 月 15 日～3 月 15 日） ・くくりわなの規制緩和 ・有害鳥獣許可捕獲の推進 ・隣接する市町村等地域間の連携	・狩猟期間の延長（11 月 15 日～3 月 15 日） ・くくりわなの規制緩和 ・有害鳥獣許可捕獲の推進 ・隣接する市町村等地域間の連携 ・鳥取県、兵庫県と連携捕獲	・加害性の高い群れ及び個体の除去（被害管理） ・有害鳥獣許可捕獲の推進 ・効果的な捕獲手法の導入 ・地域ぐるみの捕獲体制の確立 ・隣接する市町村等地域間の連携 ・文化財保護法との整合性を図りながら管理
	被害防止対策	・ゾーニングの区分ごとに被害リスクに応じた対策を実施 ・人身被害、精神的被害及び生活被害の防止 ・被害防止体制の整備及び情報の共有	・鳥獣被害防止特措法に基づく対策との連携強化 ・地域が一体となった防護・捕獲体制の構築促進や指導者の育成 ・効果的な防護柵の整備への支援 ・新たな被害防止対策技術に関する情報の収集及び普及 ・棲み分け対策の推進 ・多様な森林づくりの推進		
	その他	・イノシシやニホンジカの捕獲強化に伴う錯誤捕獲の防止 ・捕獲個体のモニタリング等の調査 ・特定鳥獣専門指導員の配置	・研修等の開催による狩猟者の確保・育成及び捕獲技術の向上等 ・全県的な生息やモニタリング調査等の実施 ・年度別事業実施計画による適切な防除対策と個体群の順応的管理 ・豚熱対策における捕獲強化等（イノシシ） ・捕獲個体の有効活用（イノシシ、ニホンジカ）や、効率的な処分等に関する情報の収集及び提供等		